

共生

黒木隆之 書

第 9 号

平成 25 年 10 月 1 日発行

発行人兼編集人 伊東安男

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

【事務局】

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7

県社会福祉センター内

TEL099-257-9885 FAX 099-250-9358

今、社会福祉法人に求められるもの

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

会長 伊東 安男



内部留保金問題を契機に社会福祉法人への批判や攻撃が強まっています。「非課税団体なんだから・・・」、「もっと事業内容も透明にすべ

き・・・」等々の意見はもつともであり謙虚に受け止めなければならないと思います。

しかし、建て替えの経費や運営の経費を考えれば、ある程度の内部留保金は必要でしょうし、戦後の混乱の中で、資材をなげうって施設を作った先達たちの燃えるような情熱の火まで消してはならないと思います。

今日の社会情勢の中で増え続ける生活保護受給者をはじめとする生活困窮者の生活支援が喫緊の課題となり、「生活困窮者自立支援法」の制定に向けた動きも活発になってきております。

鹿児島県においても生活保護受給者は増加傾向にあり、一方では、高齢者の孤独死の問題も大きな社会問題になって来ております。

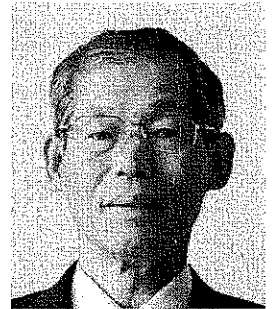
社会福祉法人は地域の様々な生活課題に対して先駆的、開拓的な実践を重ねて来ましたが、今後ともより一層の努力が望まれます。株式会社やNPO法人などが独自の福祉実践を行っている中で、私どもは福祉のプロ集団として、また、長い歴史を積み重ねた団体として国民の信頼を獲得していかなければならないと思います。

鹿児島県の経営者協議会は1昨年の3. 11の東日本大震災に対しても県の老人福祉施設協議会と共同歩調を取りながら現地へのボランティア派遣を4ヵ月にわたって行ってまいりました。それに引き続き、今年11月には福島県の特別養護老人ホームに二組派遣予定であります。

今後とも経営協に対しての御支援、御協力をお願いする次第です。

新たな県社会福祉法人経営者協議会の スタートにあたって

社会福祉法人
鹿児島県社会福祉協議会
会長 仮屋 基美



今年6月1日に、県社会福祉協議会会長に就任いたしました仮屋でございます。

かねてより、皆様にはそれぞれの福祉の分野で長年にわたり施設等の運営に携われ、本県の福祉の充実発展に大きく貢献されておられることに対し深く感謝申し上げます。

また、県社会福祉協議会の事業推進にあたりまして日頃から深いご理解とご支援をいただいていることに対し厚くお礼申し上げます。

更には、先の「東日本大震災」においては、県経営協として被災施設の業務支援のため、会員法人の協力を得て福祉ボランティアを派遣され、そして今なお福島県応援職員派遣計画に基づいた応援職員の派遣や支援活動を実施されておられます。

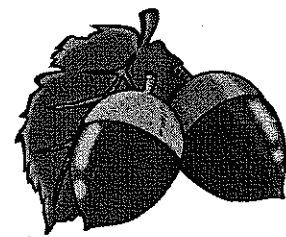
被災地においてはこのような支援活動等を受けながら復興に向けて力強い取り組みが進められております。一刻も早い復旧、復興をいのらざるにはられません。

さて、国においては、生活困窮者支援対策をはじめとして社会保障と税の一体改革のもと介護保険制度の見直しや、新しい子ども・子育て支援対策、障害者福祉など社会福祉分野で制度改革が進められてきております。

もとより、社会福祉法人は福祉サービスの中心的担い手として存在意義を発揮しわが国の社会福祉の向上に寄与し社会的な使命を果たしていくことが求められております。

こうした中、県経営協はこれまで地域のさまざまな生活課題等に対し、先駆的、開拓的な実践を重ねてこられました。このたび名称を県社会福祉法人経営者協議会に変更され、新たにスタートされました。今後とも大きく変化する経営環境に的確に対応し、健全かつ安定的な経営を確保しながら、人材育成を進め、質の高い福祉サービスの提供並びに福祉を目的とする事業等の実施により地域福祉の向上に貢献されることを期待するものであります。

皆様方には、引き続き健全経営を確立され、施設経営を通じて地域福祉への貢献に、より一層ご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、さらなるご健勝とご活躍を祈念いたします。



研修会終了報告

平成25年度第1回社会福祉法人会計研修を平成25年6月25日240名参加のもとで鹿児島市内のホテルで開催いたしました。

会計研修は、今回も昨年度に引き続き「新会計基準」の概要、そして移行後の諸問題と会計処理そして最後は事前に皆さんから提出していただいた質問事項についての具体の解答となりました。なお同会場での個別相談も実施いたしました。

各法人の皆さんにあつては、「新会計基準」への移行の進捗に対応したもので、今後の業務の一助になればと考えております。

なお、本年度第2回目の「会計研修」については、平成25年10月29日（火）に実施いたします。

多数の参加をお願いします。



県社会福祉施設経営相談コーナー

県社協福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですので是非とも御利用してください。

◇専任指導員1名

◇兼任指導員（公認会計士）1名

◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要）

◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358

◎担当：徳永

社会福祉法人千草会のあゆみ

社会福祉法人千草会 母子生活支援施設
第二千草寮 施設長 飯田 和子

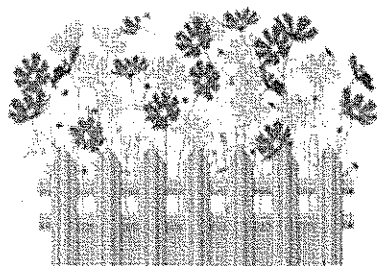


社会福祉法人千草会の母子生活支援施設（坂元町千草寮、犬迫町第二千草寮）は、戦後の波乱の時期に戦争未亡人の救済のために、故初代理事長、現名誉会長、女性連盟の同志たちが団結し、涙ぐましい努力のなか設立された施設であります。「三畳一間でもいい」「親子水入らず雨露を凌ぐ家がほしい」「母子世帯の住宅を建設してほしい」と、言う声が高まり、自らの力で立ち上がろうと奔走した女性たちの努力が実り、昭和25年鴨池飛行場跡地に「婦人の街」50戸の母子住宅が建設されています。「婦人の街」に入居できなかつた母子世帯の住宅を求める声は、更に大きく広がっていきましたが、国全体が疲弊しているなか、第二の「婦人の街」建設は難しく、「それでは自分たちの力で母子寮を建設しよう」と、故初代理事長が口火を切って2年間に亘り、県下の婦人会、未亡人会とタイアップして、中古衣料品のバザー開催、荷造り荷ほどきから一切を自分たちで実行して、経費の節減に計ると言う同志たちの涙ぐましい努力が実り、昭和29年原良町に日本一小さい8世帯の千草母子寮が完成したのが始まりでした。それから昭和33年1月に現在の坂元町に定員14世帯として移転、鹿児島市母子係長(前理事)の指導によって保育室を併設、昭和45年社会福祉法人の認可で全面改築定員17世帯、昭和57年増改築定員20世帯の施設になりました。

その後、私は平成元年6月に坂元町の千草寮に採用され、福祉の道を歩む事になりましたが、当初は故初代理事長、現名誉会長、女性連盟の同志たちが、母子寮設立のために歩んできた並々ならぬ苦勞も知らないで、日々の仕事に励んでいました。数年経ったころ、故初代理事長、現名誉会長（坂元町の千草母子寮の隣接に住居）と話をする機会が増え、戦後の波乱の時期に戦争未亡人の救済のために、母子寮を設立するのに涙ぐましい努力があった話を聞きながら、私自身二人のような強さは持ち合わせていませんが、福祉に対する思いが変わった時でした。あれから60年今では坂元町の千草寮も平成24年3月鉄筋3階建てに改築され、平成16年10月犬迫町に鉄筋3階建て第二千草寮も開設されています。

近年はDV被害者の母子世帯の入所が増え、60年前とは入所理由も異なってきましたが、母子寮設立に関わった同志の最年長者の方が、母子寮の名称をつける時に、路傍に生きる多くの母と子の生命が、この母子寮でたくましく健やかに育つようにとの祈りを込めて

「千草」と名付けたと聞きました。先駆者たちが涙ぐましい努力で築き上げた千草寮で働ける事を感謝し、千草の由来を深く心に刻み、傷ついて入所してくる母子が心から安心して生活できる癒しの施設になるよう、日々努めていきたいと思ひます。



九社連社会福祉法人（施設）経営者協議会災害時相互応援協定の

締結がなされる

九社連経営協においては、先の東日本大震災を教訓として、また今後も大規模な自然災害の発生が予想されていることから、被災地経営協独自では、災害救援活動が十分に実施できない場合、迅速に対処できるよう九社連経営協で災害時相互応援協定を締結しました。なお、名称は平成25年以前のもので記載しております。

(趣 旨)第1条 本協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の九州各県(以下「九社連経営協」という。)の管内において災害が発生し、被災した地を有する県経営者協議会(以下「被災地経営協」という。)独自では管内社会福祉施設の復旧に向けた災害救援活動が十分に実施できない場合において九社連経営協相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(対象とする災害)第2条 本協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。2 前項に規定する災害のほか、社会福祉施設及び住民生活に甚大な支障が生じる災害で被災地経営協から応援要請がある災害とする。

(幹事経営協の設置)第3条 本協定の円滑な運営を図るため主管経営協を置き、九州社会福祉協議会連合会(以下「九社連」という。)と協力し、災害支援に対応する。2 主管経営協は、九社連社会福祉施設経営者協議会会長をもって充てる。ただし、主管経営協が被災によりその責務を遂行できない場合は、副会長が代行する。3 主管の役割は次のとおりとする。(1)被災地状況の把握及び第6条に定める応援内容に関する連絡調整(2)被災地経営協を除く九社連各経営協に対する災害救援活動に必要な人員等(以下「応援職員等」という。)の派遣要請(3)被災地の交通手段及び宿泊所等に関する情報提供(4)応援職員等の傷害保険加入手続き(5)応援職員等が行う災害救援活動の情報提供(6)全国社会福祉施設経営者協議会(以下「全国経営協」という。)及び九社連との連絡調整(7)その他応援のために必要な事項

(連絡窓口等)第4条 九社連各県経営協の本協定に関する担当部課・担当者は各県経営協常務担当職員とし、変更異動等がある場合は速やかに主管県事務局に提出するものとする。2 主管は毎年4月末日までに前項に定める連絡の窓口を遅滞なくまとめ、九社連各県経営協に送付するものとする。3 九社連経営協は、災害が発生したときは主管担当経営協を通じ必要な情報を連絡するものとする。

(応援要請手続き)第5条 応援を受けようとする被災地経営協は災害の状況及び必要とする災害救援活動の具体的内容を明らかにして、直ちに電話またはファクシミリ等により主管経営協に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。2 被災地経営協は、主管を通じて応援職員の派遣を行う各県経営協に対して、被災地への交通手段の情報提供及び宿泊所の情報提供、斡旋に努めるものとする。3 第1項の応援要請を受けた主管は、速やかに被災地経営協を除く九社連経営協と協議しその結果を被災地経営協へ通知するものとする。4 被災地経営協を除く九社連経営協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断される場合は、同項の要請を待たないで、主管の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援内容)第6条 応援内容は次のとおりとする。(1)応援職員(災害本部調整員)の派遣(2)災害救援活動に必要な備品、資材及び器材の提供及び斡旋 (3)その他応援のために必要な事項 2 応援職員の行う災害支援活動は、次のとおりとする。(1)災害施設救援活動を行うために必要な情報収集及び九社連との調整(2)災害支援活動を行う各種施設職員の受け入れ調整配置(3)施設福祉サービス提供復旧のための調整(4)各県経営協事務局を通じた社会福祉施設に対する応援要請及び支援調整(5)その他応援のために必要な事項

(応援職員の指揮)第7条 応援職員は、被災地経営協又は九社連幹事社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。2 被災地経営協が指揮不能の場合は、応援職員は主管の指揮の下に災害救援活動に従事する。

(経費の負担)第8条 第6条第1項に要する経費は、原則として応援する各県の負担とする。2 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、原則として被災地経営協が負担するものとする。

(九州ブロック以外の災害への対応)第9条 九州ブロック以外の災害への対応については、全国経営協からの応援要請がある場合本協定を準用する。

(その他)第10条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、九社連社会福祉施設経営者協議会会長会議で協議して定める。

(事前事務)第11条 本協定を実効あらしめるため、各県経営協は予め当該県内各種社会福祉施設団体等と協議し、その同意を得ておくものとする。

(適用)第12条 本協定は、平成24年4月1日から適用する。

事務局便り

【前号発行後の経営協の取組み】

月	日	行事名	場所	主な内容等
5	8	県経営協総会	サンロイヤルホテル	定例総会
5	8	第1回経営者セミナー	＼	第1回経営者セミナー
6	10	青年経営者部会総会	ホテルレクストン鹿児島	県経営協青年経営者部会
6	25	第1回会計研修	サンロイヤルホテル	新会計基準等
6	26	施設経営指導連絡協議会	社会福祉センター	正副会長出席(県社協主催)
8	21～22	経営協九州ブロック会議	福岡市	全国経営協主催
9	19(木)～ 20(金)	全国社会福祉法人経営者大会	高松市	講演・分科会・シンポジウム等

【これからの経営協の取組み(予定を含む)】

10	23(水)	第2回経営者セミナー	城山観光ホテル	労務・紛争・経営・行政施策
10	29(火)	第2回会計研修	サンロイヤルホテル	新会計基準、県の指導監査
11	13(水)	知事と語る会	県庁	各種別協の要望事項等
26年1	23(木)	第2回セミナーコンテスト	かごしま県民交流センター	発表・表彰等
2	4(火)～ 5(水)	第1回県社会福祉法人経営者大会	城山観光ホテル	講演・分科会等
2		(経営者セミナー	鹿児島市)	
2		第3回会計研修	鹿児島市(奄美市)	